

臨時代理議決
令和7年3月17日

第20号議案

京都府文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年4月15日

教育長 前川 明範

改正の理由

府指定有形文化財及び府指定有形民俗文化財の公開手続きの見直しを行うものである。

京都府文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

「京都府文化財保護条例の一部を改正する条例」が令和7年2月京都府議会定例会において可決されたことに伴い、府指定有形文化財及び府指定有形民俗文化財の公開手続きの見直しを行うため、「京都府文化財保護条例施行規則（昭和57年京都府教育委員会規則第5号）」について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 該当教育委員会規則

京都府文化財保護条例施行規則（昭和57年京都府教育委員会規則第5号）

(2) 改正内容

公開承認施設での府指定文化財公開に係る事後の届出の様式を新たに追加（第17条第2項関係の届出に係る様式の追加）

年 月 日	
京都府教育委員会 様	
住 所	〔法人にあつては、事務〕 〔所の所在地〕
氏 名	〔法人にあつては、名称〕 〔及び代表者の氏名〕
電 話()	
公 開 届	
下記のとおり京都府指定有形文化財(有形民俗文化財)を公開したので届け出ます。	
記	
1	指定文化財の名称及び異数
2	指定年月日及び指定書の記号番号
3	指定書記載の所在の場所
4	現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
5	所有者の住所(事務所所在地)及び氏名(名称及び代表者氏名)
6	展覧会等の名称
7	公開施設の所在地及び名称
8	公開の期間
9	主催者の住所(事務所所在地)及び氏名(名称及び代表者氏名)
10	公開の期間中における管理の状況
11	その他参考となるべき事項

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 当該施設について文化庁長官による承認を受けたことを証する書類の写し
- (2) 展覧会等の開催要項及び出品目録

3 施行期日 令和7年4月1日

[illegible]

(1) 当該施設について文化庁長官による承認を受けたことを証する書類の写し
(2) 展覧会等の開催要項及び出品目録

[illegible]

京都府文化財保護条例施行規則（昭和57年京都府教育委員会規則第5号）の一部改正（案）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(公開の届出) 第17条 条例第27条第1項の規定による公開の届出は、公開届（別記第14号様式）によるものとする。 2 (新設) (準用規定) 第22条 第2条から第8条まで、第16条及び第17条の規定は、府指定有形民俗文化財について準用する。	(公開の届出) 第17条 条例第27条第1項の規定による公開の届出は、公開届（別記第14号様式）によるものとする。 <u>2 条例第27条第2項の規定による公開の届出は、公開届（別記第14号様式の2）によるものとする。</u> (準用規定) 第22条 略	

(新設)

第14号様式の2(第17条、第22条関係)

京都府教育委員会 様		年 月 日
住所	法人にあるのは、事務所の所在地	
氏名	法人にあるのは、名称及び代表者の氏名	
電話()		
公 開 展 覧		
下記のとおり京都府指定有形文化財(有形民俗文化財)を公開したので届け出ます。		
記		
1	指定文化財の名称及び員数	
2	指定年月日及び指定書の記号番号	
3	指定書記載の所在の場所	
4	現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所	
5	所有者の住所(事務所所在地)及び氏名(名称及び代表者氏名)	
6	展覧会等の名称	
7	公開施設の所在地及び名称	
8	公開の期間	
9	主催者の住所(事務所所在地)及び氏名(名称及び代表者氏名)	
10	公開の期間中における管理の状況	
11	その他参考となるべき事項	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

(1)当該施設について文化庁長官による承認を受けたことを証する書類の写し

(2)展覧会等の開催要項及び出品目録

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。